



埼玉県報

第 2961 号
平成 29 年(2017 年)
12 月 15 日
金曜日

目次

規則

- 理容師法施行条例及び美容師法施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（生活衛生課）
- 理容師法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）
- 美容師法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）

告示

- 埼玉県朝霞地方庁舎ほか 49 施設で使用する電気に関する落札者等の公示（管財課）
- 生徒用机・椅子・机天板（東部地区）に関する落札者等の公示（入札課）
- 生徒用机・椅子・机天板（西部地区）に関する落札者等の公示（入札課）
- 生徒用机・椅子・机天板（南部地区）に関する落札者等の公示（入札課）
- 生徒用机・椅子・机天板（北部地区）に関する落札者等の公示（入札課）
- 富士見都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 身体障害者福祉法第 15 条の医師の指定（障害者福祉推進課）
- 身体障害者福祉法第 15 条の医師の指定の辞退（障害者福祉推進課）
- ガスクロマトグラフ質量分析装置及び P & T 付ガスクロマトグラフ質量分析装置の賃貸借に関する落札者等の公示（衛生研究所）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 保安林の指定の解除予定（森づくり課）
- 保安林の指定の解除予定（森づくり課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 監査結果の公表（監査第二課）

規 則

理容師法施行条例及び美容師法施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十九年十二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十二号

理容師法施行条例及び美容師法施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

理容師法施行条例及び美容師法施行条例の一部を改正する条例（平成二十八年埼玉県条例第六十二号）の施行期日は、平成二十九年十二月二十五日とする。

規 則

理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十三号

理容師法施行細則の一部を改正する規則

理容師法施行細則（昭和四十一年埼玉県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次項」の下に「及び次条」を加える。

第三条第一項第五号中「前条第一項」を「第二条第一項」に改め、同項第六号及び第七号中「前条第二項」を「第二条第二項」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（出張理容に関する講習）

第三条 条例第七条に規定する理容師は、届出をした日から一年以内に第一回の同条の規定による講習（以下この条において「講習」という。）を受けなければならない。

2 条例第七条に規定する理容師は、前項の第一回の講習を受けた日後は、同日の属する年度の翌年度の四月一日から起算して三年の期間ごとに講習を受けなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、講習に関し必要な事項は、知事が定める。

様式第一号から様式第八号までの規定中「(第3条関係)」を「(第4条関係)」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十九年十二月二十五日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に、理容師法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十三号）第六条第一項の規定による届出をした理容師（理容所の開設者及び従業者を除く。）に対する改正後の第三条第一項の規定の適用については、同項中「届出をした日から一年以内」とあるのは、「平成三十年十二月二十四日まで」とする。

3 この規則による改正前の理容師法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十四号

美容師法施行細則の一部を改正する規則

美容師法施行細則（昭和四十一年埼玉県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次項」の下に「及び次条」を加える。

第三条第一項第五号中「前条第一項」を「第二条第一項」に改め、同項第六号及び第七号中「前条第二項」を「第二条第二項」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（出張美容に関する講習）

第三条 条例第七条に規定する美容師は、届出をした日から一年以内に第一回の同条の規定による講習（以下この条において「講習」という。）を受けなければならない。

2 条例第七条に規定する美容師は、前項の第一回の講習を受けた日後は、同日の属する年度の翌年度の四月一日から起算して三年の期間ごとに講習を受けなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、講習に関し必要な事項は、知事が定める。

様式第一号から様式第八号までの規定中「(第3条関係)」を「(第4条関係)」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十九年十二月二十五日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に、美容師法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十四号）第六条第一項の規定による届出をした美容師（美容所の開設者及び従業者を除く。）に対する改正後の第三条第一項の規定の適用については、同項中「届出をした日から一年以内」とあるのは、「平成三十年十二月二十四日まで」とする。

3 この規則による改正前の美容師法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

埼玉県告示第千三百二十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県朝霞地方庁舎ほか49施設で使用する電気 予定使用電力量16,850,489キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部管財課電気施設担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成29年10月11日

4 落札者の氏名及び住所

エネサーブ株式会社 滋賀県大津市月輪2丁目19番6号

5 落札金額

334,845,307円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成29年8月25日

告 示

埼玉県告示第千三百二十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
生徒用机・椅子・机天板（東部地区） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成29年10月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社トネガワ
埼玉県さいたま市岩槻区仲町 1 丁目13番16号
- 5 落札金額
14,782,888円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成29年 8 月22日

告 示

埼玉県告示第千三百二十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
生徒用机・椅子・机天板（西部地区） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成29年10月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社雄飛堂
埼玉県さいたま市大宮区東町 1 丁目54番地
- 5 落札金額
13,147,304円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成29年 8 月22日

告 示

埼玉県告示第千三百二十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
生徒用机・椅子・机天板（南部地区） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成29年10月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社わせだ
埼玉県三郷市大廣戸822番地3
- 5 落札金額
14,106,258円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成29年8月22日

告 示

埼玉県告示第千三百二十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
生徒用机・椅子・机天板（北部地区） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成29年10月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社雄飛堂
埼玉県さいたま市大宮区東町 1 丁目54番地
- 5 落札金額
5,569,678円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成29年 8 月22日

告 示

埼玉県告示第千三百二十五号

富士見市から富士見都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十九年十二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千三百二十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十九年十二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	診療科名	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
八木 宏	ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	社会医療法人ジャパンメ ディカルアライアンス東 埼玉総合病院	幸手市吉野五百十 七―五	平成二十九年十月一日
高野 尚治	平衡機能障害、音声・ 言語機能障害、そしや く機能障害、肢体不自 由	リハビリテーシ ョン科	医療法人のぞみ会希望病 院	北足立郡伊奈町小 室三千百七十	平成二十九年十一月一日
岩本 朋之	視覚障害	眼科	医療法人視心会えのき眼 科	狭山市南入曾五百 六十五―十一	平成二十九年十一月二十九日
金子 祐一郎	視覚障害	眼科	川口市立医療センター	川口市西新井宿百 八十	同
西本 文俊	視覚障害	眼科	西本眼科	三郷市彦成三―十 一―十七―百三	同

雪田 昌克

視覚障害

眼科

医療法人社団トータルアイ
ケアアイケアクリニック
草加市氷川町八百二十九

同

山内 大輔

視覚障害

眼科

よこづか眼科

上尾市久保四百五十七
七八

同

大森 真以子

音声・言語機能障害、
そしやく機能障害、
害、肢体不自由

リハビリテーション科

独立行政法人国立病院機構
埼玉病院

和光市諏訪二一一

同

加藤 秀高

平衡機能障害、
音声・言語機能障害、
そしやく機能障害

神経内科

医療法人社団東光会戸田中
央総合病院
戸田市本町一―十九
―三

同

中座 資実

聴覚障害、平衡機能障害、
音声・言語機能障害、
そしやく機能障害

耳鼻咽喉科

医療法人社団はなぶさ会伊奈
e n t クリニック
北足立郡伊奈町大字
大針八百十四―一

同

丸山 健二	平衡機能障害、 音声・言語機能 障害、そしやく 機能障害、肢体 不自由	神経内科	医療法人社団東光会戸田中 央総合病院	戸田市本町一―十九―三	同
小野 秀樹	肢体不自由	整形外科	医療法人柏成会青木病院	本庄市下野堂一―十三― 二十七	同
鈴木 景子	肢体不自由	整形外科	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷 三十八	同
中山 太郎	肢体不自由	整形外科	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷 三十八	同
浦田 雅弘	心臓機能障害	心臓血管外科	一般社団法人巨樹の会新久 喜総合病院	久喜市上早見四百十八― 一	同
大場 正直	心臓機能障害	心臓外科	川口市立医療センター	川口市西新井宿百八十	同

佐々木 裕和	じん臓機能障害	内科	医療法人壽鶴会菅野病院	和光市本町二十八―三	同
原 正樹	じん臓機能障害	内科	医療法人埼玉会埼玉草加病院	草加市松原一―七―二十二	同
坂東 美和	じん臓機能障害	人工透析内科	医療法人社団全仁会東都春日部病院	春日部市大畑六百五十二―七	同
吉越 富久夫	じん臓機能障害	泌尿器科	医療法人社団武蔵野会T M G 宗岡中央病院	志木市上宗岡五―十四―五十	同
伊田 明充	ぼうこう又は直腸臓機能障害	内科、外科、消化器内科	埼玉あきみつくリニツク	川口市上青木三―三―二十五	同
枝元 良広	肝臓機能障害	外科	独立行政法人国立病院機構 東埼玉病院	蓮田市黒浜四千百四十七	同

告 示

埼玉県告示第千三百二十七号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十九年十二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
小林 慶二	肢体不自由	医療法人圭悠会東川ロクリニ ック整形外科・内科	川口市戸塚東一―十八―一	平成二十二年七月三十日
寺尾 威	肢体不自由	医療法人尚寿会大生病院	狭山市大字水野六百	平成二十八年六月六日
大野 芳裕	聴覚障害、平衡機能障 害、音声・言語機能障 害、そしやく機能障害	医療法人社団青葉会狭山神経 内科病院	狭山市加佐志六十五	平成二十八年六月三十日
石川 真	ぼうこう又は直腸機能 障害、小腸機能障害	医療法人財団健和会みさと健 和病院	一 三郷市鷹野四―四百九十四―	平成二十八年九月三十日
森 至弘	ぼうこう又は直腸機能 障害、小腸機能障害	埼玉県立がんセンター	北足立郡伊奈町大字小室七百 八十	平成二十九年三月三十一日
出口 修宏	じん臓機能障害、ぼう こう又は直腸機能障害	東松山医師会病院	東松山市神明町一―十五―十	平成二十九年四月一日
高木 徹	肢体不自由	医療法人後谷診療所	八潮市南後谷七百五十一	平成二十九年四月二十日

成田 亨	肝臓機能障害	医療法人社団協友会東川口病院	川口市東川口二―十一―八	平成二十九年五月三十一日
遠藤 健	ぼうこう又は直腸機能障害	医療法人顕正会蓮田病院	蓮田市根金千六百六十二―一	平成二十九年七月三十一日
間渕 奨	肢体不自由	さくら整形外科	草加市谷塚上町二百三十五―一	平成二十九年八月五日
大友 学	肢体不自由	独立行政法人国立病院機構東埼玉病院	蓮田市黒浜四千百四十七	平成二十九年九月一日
花島 文成	ぼうこう又は直腸機能障害	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	平成二十九年九月三十日
守田 浩一	肝臓機能障害	医療法人福満会守田内科医院	春日部市南二―六―二十四	平成二十九年十月二十三日
梅村 元子	肢体不自由	医療法人三愛会三愛会総合病院	三郷市彦成三―七―十七	平成二十九年十一月一日

今井 孝行	肢体不自由	医療法人社団優慈会佐々木病院	深谷市西島町二―十六―一	平成二十九年十一月十日
岡崎 俊哉	ぼうこう又は直腸機能障害	上青木中央醫院	川口市上青木四―二―六	同
鈴木 篤	ぼうこう又は直腸機能障害	医療法人財団健和会みさと健和病院	三郷市鷹野四―四百九十四―一	同
伊藤 毅	肢体不自由	かすかべ整形	春日部市粕壁東二―一―三五五	平成二十九年十一月十一日
千田 邦明	音声・言語機能障害、そしやく機能障害	埼玉県立がんセンター	北足立郡伊奈町大字小室七百八十	平成二十九年十一月十三日
上玉 麻子	視覚障害	社会医療法人ジャパンメデ イカルアライアンス東埼玉 総合病院	幸手市吉野五百十七―五	平成二十九年十一月十四日
横井 多恵	視覚障害	川口市立医療センター	川口市西新井宿百八十	平成二十九年十一月十七日
山本 恵一郎	呼吸器機能障害	武蔵台病院	日高市久保二百七十八―十二	平成二十九年十一月十八日
島田 悦男	心臓機能障害	社会医療法人壮幸会老人保健施設ハートフル行田	行田市下忍千百五十七	平成二十九年十一月二十日

高橋 啓介

肢体不自由

埼玉医科大学病院

八 入間郡毛呂山町毛呂本郷三十

平成二十九年十一月二十一日

田中 啓仁

肢体不自由

埼玉医科大学病院

八 入間郡毛呂山町毛呂本郷三十

同

宮路 太

呼吸器機能障害

埼玉医科大学病院

八 入間郡毛呂山町毛呂本郷三十

平成二十九年十一月三十日

田林 晃

肢体不自由、ぼうこう
又は直腸機能

医療法人田林クリニック

蓮田市大字閨戸四千百二十二
―九十

平成二十九年十二月一日

告 示

埼玉県告示第千三百二十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

ガスクロマトグラフ質量分析装置及びP & T付ガスクロマトグラフ質量分析装置の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県衛生研究所水・食品担当 埼玉県比企郡吉見町大字江和井410番1

3 落札者を決定した日

平成29年11月2日

4 落札者の氏名及び住所

日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋1丁目3番1号

5 落札金額

38,219,040円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成29年9月5日

告示

埼玉県告示第千三百二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十二月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラ・ヴィーニユビル

埼玉県新座市野火止五丁目二番六十号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 日本トイザラス株式会社 代表取締役 アンドレ・アーチー・ジ

エイブス

神奈川県川崎市幸区大宮町千三百十番地

株式会社与野フードセンター 代表取締役 井原寛

埼玉県さいたま市中央区下落合千二十七番地

（変更後） 日本トイザラス株式会社 代表取締役 ティーター・ハーベル

神奈川県川崎市幸区大宮町千三百十番地

株式会社与野フードセンター 代表取締役 井原寛

埼玉県さいたま市中央区下落合千二十七番地

ハ 変更年月日

平成二十九年九月一日

ニ 届出年月日

平成二十九年十二月一日

二 縦覧期間

平成二十九年十二月十五日から平成三十年四月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年十二月十五日から平成三十年四月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千三百三十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十九年十二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県秩父郡小鹿野町両神小森字半刈四七五八の三、四七五九の六

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

告 示

埼玉県告示第千三百三十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十九年十二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県秩父郡小鹿野町両神小森字半濶四七五八の五・四七五九の八（以上二筆
国有林）、四七五五の三、四七五五の四、四七五八の二、四七五八の四、四七五
九の五、四七五九の七

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

告 示

埼玉県告示第千三百三十二号

測量計画機関である国土交通省北首都国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省北首都国道事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

川口市大字伊刈地先（国道二九八号）

四 作業期間

平成二十九年十一月十六日から平成三十年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第千三百三十三号

測量計画機関である熊谷市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

熊谷市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

熊谷市全域

四 作業期間

平成二十九年十二月一日から平成三十年三月二十日まで

告 示

埼玉県告示第千三百三十四号

測量計画機関である川越市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

川越市

二 作業種類

再設測量（二級基準点測量一点）

三 作業地域

川越市大字鴨田地内

四 作業期間

平成二十九年十二月一日から平成三十年三月九日まで

告 示

埼玉県告示第千三百三十五号

測量計画機関である鶴ヶ島市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

鶴ヶ島市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

鶴ヶ島市全域

四 作業期間

平成二十九年十二月十五日から平成三十年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千三百三十六号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

用地測量及び路線測量

三 作業地域

さいたま市大宮区桜木町二丁目地内外

四 作業期間

平成二十九年十二月十三日から平成三十年三月三十日まで

告 示

埼玉県告示第千三百三十七号

平成二十九年埼玉県告示第八百六十一号で公示した公共測量は、平成二十九年十月六日終了した旨測量計画機関である長瀬町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年十二月十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

一 許可番号

平成二十九年六月一日

指令川建セ第二八〇〇六一〇号

二 検査済証番号

平成二十九年十二月七日

川建セ第二九〇〇三八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字中道南千三百四十四番二、千三百四十四番三、千三百四十四番四、千三百四十四番十三、千三百四十四番十七、千三百四十七番、千三百四十八番三、千三百五十七番十九、千三百五十七番二十、千三百五十八番十八、千三百五十八番十九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市本町二丁目二番十九号

柳澤 進

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年十二月十五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

一 許可番号

平成二十九年十一月三十日

指令越建セ第二九〇〇〇六一号

二 検査済証番号

平成二十九年十二月十二日

越建セ第二九三一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町百間四丁目四百三十六番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町百間四丁目九番三十一号

島村 精一

告 示

埼玉県監査委員告示第十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に關する報告を次のとおり公表する。

平成二十九年十二月十五日

埼玉県監査委員 山 本 光 紀

埼玉県監査委員 佐 野 勝 正

埼玉県監査委員 岩 崎 宏

埼玉県監査委員 石 井 平 夫

1 監査結果に関する報告

(1) 監査の対象事務

- ①平成28年度・平成29年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行
- ②小児医療センターで発覚した不適正な診療報酬請求事務の再発防止その他の監査

(2) 監査の対象機関 46機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
総務部	上尾県税事務所、朝霞県税事務所、川越県税事務所
県民生活部	消費生活支援センター、消費生活支援センター川越、消費生活支援センター春日部、消費生活支援センター熊谷
環境部	越谷環境管理事務所
福祉部	精神保健福祉センター、中央児童相談所、川越児童相談所、越谷児童相談所、越谷児童相談所草加支所
保健医療部	川口保健所、本庄保健所
産業労働部	計量検定所、産業技術総合センター
農林部	川越農林振興センター、加須農林振興センター、花と緑の振興センター、農村整備計画センター
県土整備部	川越県土整備事務所、本庄県土整備事務所、行田県土整備事務所、越谷県土整備事務所、杉戸県土整備事務所
都市整備部	越谷建築安全センター
企業局	地域整備事務所、庄和浄水場、吉見浄水場
病院局	経営管理課、循環器・呼吸器病センター、がんセンター、小児医療センター、精神医療センター
教育局	久喜図書館、さきたま史跡の博物館、浦和工業高等学校、川口工業高等学校、栗橋北彩高等学校、越谷総合技術高等学校、草加西高等学校、秩父高等学校、蓮田松韻高等学校、三郷北高等学校
警察本部	秩父警察署

(3) 監査実施日

- ①平成29年8月21日～平成29年10月20日
- ②平成29年9月14日～平成29年11月8日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証

(5) 監査の結果

ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行(以下「事務事業の執行等」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

(ア) 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの

(イ) 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

(ア) 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの

(イ) 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

該当なし

イ 注意事項

機関・職制名		監査の結果
教育局	草加西高等学校	平成28年度の非常勤職員報酬について、次の点で不適切であった。 同校の非常勤職員である就職支援アドバイザーが平成28年6月に「就職支援アドバイザー研究協議会」に参加したが、当該業務に対する報酬を支払っていなかった。